

鳥取縣公報

第九百九十七號
昭和十四年一月二十四日 火曜日

告示

鳥取縣告示第四十七號

當管内ニ於ケル健康保險醫左ノ通指定セリ

昭和十四年一月二十四日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

専門科名	診療所々在地	氏名	指定年月日
眼科	東伯郡倉吉町大字越中町 二一〇六	松田盛像	昭和十四年一月二十日
小兒科	鳥取市西町一日本赤十字社 鳥取支部病院	東山秀子	同
眼科	同	小村和榮	同

鳥取縣告示第四十八號

西伯郡五千石村大字福市一一九番ノ一

賣藥營業者 足立文枝

明治四十二年七月生

- 一方名 腸胃散 大正二年八月二十二日免許 第二〇二九號
 - 一方名 黃金湯 大正二年八月二十二日免許 第二〇三〇號
 - 一方名 大正湯 大正二年十一月十八日免許 第二〇五三號
- 右實藥ハ賣藥法第十一條ニヨリ其ノ免許ヲ取消ス

昭和十四年一月二十四日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

鳥取縣告示第四十九號

健康保險法施行規則第二十三條ニ依リ交付シタル被保險者證中左ノモノハ之ヲ無効トス

昭和十四年一月二十四日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

被保險者證 記號一 番號	被保險者氏名	工場事業場又ハ事務所々在地址並名稱	無効トセル被保險者證交付年月日	無効トナルタル年月日	備考
日をろ	岡田唯七	日野郡江尾村大字江尾岡田製材所	一〇、四、一一	九、三、五	
米よな	田邊萬右衛門	米子市福米子練炭株式會社	一一、六、六一	一四、四、四	
西やい	二 森安 勇	西伯郡幡鄉村柳田製材所	一一、八、一一	一四、一、三	
米かる	二八 小坂 政方	米子市加茂町二丁目合資會社加藤電氣商會	一一、三、一〇	一二、三、三	

鳥取縣告示第五十號

昭和十一年三月鳥取縣告示第百四十五號海岸林造成苗木交付規程第三條ニヨル昭和十三年度ニ於テ

交付スヘキ苗木ノ種類數量及價格左ノ通定ム

昭和十四年一月二十四日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

樹種	數量	量	千本當價格	備考
黒松	一六八、〇〇〇	本	三、〇〇〇	價格ハ東伯郡由良町大字妻波字金鑄谷地内縣苗圃渡トス
佛國海岸松	一三、〇〇〇	本	三、〇〇〇	
ニセアカシヤ	六〇、三〇〇	本	一、八〇〇	

鳥取縣告示第五十一號

岩美郡小田村岩常耕地整理組合設計書變更ノ件認可セリ

昭和十四年一月二十四日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

鳥取縣告示第五十二號

岩美郡福部村藏見耕地整理組合設計書變更ノ件認可セリ

昭和十四年一月二十四日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

鳥取縣告示第五十三號

東伯郡社村耕地整理組合規約變更ノ件認可セリ

昭和十四年一月二十四日

鳥取縣告示第五十四號

東伯郡八橋町耕地整理組合規約變更ノ件認可セリ

鳥取縣知事 副 見 喬 雄
鳥取縣知事 副 見 喬 雄

鳥取縣告示第五十五號

岩美郡小田村第四耕地整理組合設計書變更ノ件認可セリ

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

鳥取縣告示第五十六號

牛馬商免許試驗左ノ通施行ス試驗ヲ受ケントスル者ハ二月二十二日迄ニ縣廳ニ到着スル様願書ヲ差出スベシ但シ既ニ願書ヲ提出セルモノハ其ノ願書ヲ充用ス

昭和十四年一月二十四日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

一 試驗 期日 昭和十四年二月二十四日

二 試驗ノ場所 鳥取縣會議事堂

三 試驗科目

學科 自午前十一時三十分

試問 自午後一時

至午後四時

四 受檢者ハ試驗ニ用フル筆、墨(萬年筆ニテモ可)ヲ携帯スベシ

鳥取縣告示第五十七號

左記ノ者ニ對シ羊豚家兔商免許鑑札ヲ下付セリ

昭和十四年一月二十四日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

鑑札番號	下付年月日	取扱家畜	郡市町村	氏名
第五四號	昭和十四年一月十四日	家兔	西伯	沼田真吉
第五五號	同 一月十六日	同	鳥取	小倉熊太郎
第五六號	同	同	立川	金居重郎
第五七號	同	同	西品治	米澤俊治
第五八號	同	同	同	前田豊次郎

鳥取縣告示第五十八號

昭和十四年一月二十一日左記ノ者ニ對シ動力糶摺業免許證ヲ下付セリ

昭和十四年一月二十四日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

00897

免許證番號 住 所 氏 名

一、一八九 氣高郡小鷺河村大字河内二、六五七番地 前田 糸 治

鳥取縣告示第五十九號
左記ノ通養蠶實行組合ノ解散ヲ認可セリ
昭和十四年一月二十四日 鳥取縣知事 副 見 喬 雄

養蠶實行組合名	事務所ノ所在地	解散年月日
竹生	氣高郡美穂村大字竹生七十一番地ノ二	昭和十三年十二月二十日
良田	同郡松保村大字良田四百二十二番地	同 年十二月二十日
岩神	八頭郡智頭町大字岩神十六番次一地	同 年十二月二日
坂原	同郡智頭町大字坂原二百五十番地	同 年十二月二日
新見	同郡智頭町大字新見三百五十四番地	同 年十二月二日
口波多	同郡智頭町大字口波多百八十九番地	同 年十二月二日
惣地	同郡智頭町大字惣地百九番地	同 年十二月二日
奥波多	同郡智頭町大字波多三百五番地	同 年十二月二日

00890

00898

彙報

口 宇 波 同郡智頭町大字口宇波百二十八番地 同 年十二月二日

吳海軍工廠工員採用要綱

- 一、採用豫定員數 〇〇〇名
- 二、志願者資格
- (イ) 年齢、滿十六歲以上四十歲迄(試験當日現在)
 - (ロ) 學歷、尋常小學校卒業程度以上ノ者
 - (ハ) 體格、身體検査規格ニ適合セザル者ハ不合格トス(身長、體重、視力等次ノ如シ)

區 分	十八歲以上	十八歲未滿
身長(釐)	一四六	一四六
體重(斤)	四五	四三
視力	各眼〇・八但シ各眼〇・三以上ニシテ矯正〇・八以上ノ者	

尙業務ニ堪ヘズト認めル傷痍疾病アル者ハ不合格トス

- 三、待遇
- (イ) 成績優良ナル者ハ通常工員ニ轉備ス
 - (ロ) 賃 錢
 - 素 人

二十歳迄 一〇五以内 採用後三箇月ノ見習期間ハ上記ノ通ニシテ見習終了後ハ十五歳以上 一〇五同 錢以内昇給セシム

◎有職者ハ試験ノ上技倆ニ相當スル賃錢ヲ支給ス

(ハ) 加給其ノ他

採用後第四箇月日ヨリ成績次第テ賃錢ノ二割五分程度ノ加給ヲ支給ス

公休日出業者ニハ賃錢全額及加給、殘業者ニ對シテハ一時間ニ付賃錢ノ八・五分ノ一ノ殘業賃錢ヲ給付ス

(ニ) 旅 費

採用決定者ニハ後日試験地ヨリ吳市迄ノ旅費ヲ支給ス

(ホ) 共濟組合員トシテ病院、購買所、會館等福利施設ヲ利用シ得

病氣ノ時ハ無料ニテ診療ス

(ハ) 勤務時間 自午前七時 至午後四時三十五分 (賃働八時間半)

(ト) 他ニ就職中ニシテ雇傭主ノ承諾ナキ者ハ採用セズ (退職承認書持参ノコト)

- (イ) 勤務時間 自午前七時 至午後四時三十五分 (賃働八時間半)
- (ロ) 賃 錢
- (ハ) 體格、身體検査規格ニ適合セザル者ハ不合格トス(身長、體重、視力等次ノ如シ)
- (ニ) 旅 費
- (ホ) 共濟組合員トシテ病院、購買所、會館等福利施設ヲ利用シ得
- (ト) 他ニ就職中ニシテ雇傭主ノ承諾ナキ者ハ採用セズ (退職承認書持参ノコト)

00890

四、志願書類

① 志願票正副
② 戸籍謄本
③ 身分證明書
④ 眞
⑤ 但シ受験中ハ

一通 一組
一通 下附ノ日ヨリ六十日以内ノモノ
二枚 半身脱帽手札型、台紙ナキモノ

志願票一枚、身分證明書一通、寫眞二枚(指紋ヲ以テ代用スルコトヲ得)ニテ差支ナシ
志願票ハ縣ヨリ配付ス

◎志願書類ハ所轄職業紹介所ヲ經テ二月二十日迄ニ縣社會課へ提出ノコト

五、試験期日及場所

縣ノ指定ニ依ル

二月二十三日午前九時

鳥取職業紹介所

二月二十四日同

米子市公會堂

六、其ノ他

(イ) 試験當日ハ午前八時迄ニ試験場ニ參集氏名ヲ受付ニ届

出ヅルコト

(ロ) 受験ノ爲メ試験場へ出頭ノ際ハ萬年筆又ハ鉛筆、印判辨當持參ノコト

(ハ) 受験ノ前日ハ必ず入浴シ身體ヲ清潔ニシ安眠スルコト

(ニ) 試験場へハ動作ヲ敏活ナラシムル爲成ル可ク青年學校服、在郷軍人服其ノ他在來ノ洋服着用出頭ノコト

(ホ) 採用者ハ當分ノ間ハ成ル可ク獨身ニテ來吳ヲ希望ス

(ヘ) 入廠後ノ作業服(通勤服ト兼用スルコトヲ得)ハ工廠内酒保ニテ一定ノモノヲ販賣セルモ入廠ノ際ハ青年學校服在郷軍人服其ノ他ノ洋服ヲ着用スルコト

(ト) 當廠ニハ寄宿舎又ハ舎宅ノ設備ヲ有セザルモ吳ニ知合ナキ者ニハ下宿ヲ紹介世話スルニ付採用決定ノ際係員ニ申出ルコト下宿代ハ三食附約十八圓

(夜具ハ各自持參ガ便ナリ)

正 誤

昭和十四年一月十三日發行鳥取縣公報第九百九十四號登載鳥取縣告示第十九號中認可年月日「昭和十三年十二月九日」及「昭和十三年十二月十七日」トアルハ孰レモ「昭和十四年一月十三日」ノ誤植ニ付訂正ス

十四年一月廿四日印刷
十四年一月廿四日發行

發行所 鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣氣高郡大正村大字古海
印刷所 鳥取刑務支所